

## 第6回総長選考・監察会議議事録

1. 開催日時：令和7年9月17日（水）13：30～15：46
2. 方法：オンライン会議（Zoom）
3. 出席者：国谷、國土、小林、酒匂、佐藤、関根、板東、岩間、宇野、浦野、粕谷、寺田、平地 各委員
4. 陪席者：亀井、山口 各監事
5. 議題
  - 1 総長の賞与に係る職務実績評価について
  - 2 総長の賞与に係る職務実績の評価についての改訂について
  - 3 経営協議会からの第1次総長候補者の推薦について
  - 4 次期総長選考の実施手順等案に対するパブリックコメントの実施について
  - 5 その他
6. 配付資料
  - 1-1 総長の賞与に係る職務実績 自己評価書【非公開】
  - 1-2 UTokyo Compass モニタリング指標 2025 年度 No.1、No.2【非公開】（別冊1）
  - 1-3 総長説明資料（総長選考・監察会議）【非公開】（別冊2）
  - 1-4 総長の賞与に係る職務実績評価 評価意見（総長選考・監察会議学内WG）【非公開】
  - 1-5 総長の賞与に係る職務実績評価について（イメージ）【非公開】
  - 2-1 総長の賞与に係る職務実績評価について（R4.3.24 総長選考会議）に係る検討
  - 2-2 総長の賞与に係る職務実績の評価について（改訂イメージ）
  - 2-3 総長の賞与に係る職務実績評価の検討の経緯
  - 2-4 総長の賞与に係る職務実績評価等の総長選考・監察会議スケジュール（イメージ）
  - 3-1 経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ
  - 3-2 経営協議会からの第1次総長候補者の推薦について
  - 4 次期総長選考の実施手順等案に対するパブリックコメントの実施について
  - 5 第3回総長選考・監察会議議事要旨（案）
  - 6 第4回総長選考・監察会議議事要旨（案）
7. 参考資料
  - 1-1 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）

- 1-2 総長の賞与に係る職務実績の評価について(令和4年3月24日総長選考会議)
- 2 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール(イメージ)

## 8. 議事

【板東議長】 それでは時間になりましたので、会議を始めさせていただきたいと思えます。本日はまた大変お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。事務局から最初に本日の委員の出席状況等の連絡事項の確認をお願いしたいと思います。

【事務局】 はい。事務局でございます。よろしくお願いたします。本日は13名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、定足数を満たしております。なおA委員、B委員、C委員におかれましては本日はご欠席となっております。D監事、E監事にご陪席いただいております。その他、総務部長、人事部長、法務課長、本部法務課法規チームが陪席させていただきます。また議題1を除き、法学政治学研究科の宍戸先生にもご陪席いただきます。

本日の議事内容の議題1については、人事に関する意見交換を行う議事となりますので、「東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項」の6(1)により傍聴不可となりますので、傍聴者の方はございません。議題2以降については傍聴者の方は1名の予定でございます。

配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は事前にお送りさせていただいたPDFファイルをご覧ください。議事次第に記載のとおり、資料としては配付資料として14点、参考資料として3点、席上配置資料としては2点でございます。なお資料1-2、資料1-3は別冊でのご用意となっており、一括版のPDFには含まれてございません。対面出席の方は「令和7年度総長選考・監察会議関係資料」はタブレットをご覧ください、「令和2年度総長選考関係資料」については席上に紙ファイルで準備させていただきましたので、適宜ご参照ください。

「東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項」に基づき、本日の議事の記録については録音並びに書面による議事要旨及び議事録といたします。公開については、本日は議題1が人事に関する意見交換を行う議事に該当いたしますので、了解事項の2(1)ただし書き前段に基づきこの部分の議事録及び配付資料は非公開といたします。録音による記録については「東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項」2(5)に基づき、公開はいたしません。なお公開は東京大学ホームページの総長選考・監察会議ページに、本会議終了後に配付資料とともにいたします。

本日はオンラインと対面のハイブリッド開催とさせていただきます。オンラインにてご出席の委員の皆様におかれましては、ご発言時以外はマイクをオフ、ご発言の際は挙手ボタンを押していただき、議長からの指名の後にマイクをオンにしてご発言をお願いいたします。なお対面でご出席の委員の皆様におかれましては、ご発言の際には適宜挙手にてお願いいたします。

本日の資料として事前にお送りさせていただきました第3回及び第4回議事要旨（案）につきまして、何かお気づきの点があれば会議終了までにお申し出願います。事務局からは以上でございます。

■議題 1「総長の賞与に係る職務実績評価について」の議事のため非公開

【板東議長】 ありがとうございます。

それでは議題2のほうに入らせていただきたいと思います。議題2「総長の賞与に係る職務実績の評価についての改訂について」ということでございます。これからは公開の議事という扱いになりますので、事務局から傍聴の方がいらっしゃれば入室させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

【事務局】 事務局です。完了いたしました。

【板東議長】 はい、ありがとうございます。ただいま総長の賞与に係る職務実績の評価区分について、前年度の分について決定したところでございますけれども、この職務実績の評価につきましては「総長の賞与に係る職務実績の評価について」という申し合わせに基づいて行っているところでございます。

このたび、その改訂の検討を進めさせていただきたいと考えております。経緯や論点につきまして、事務局からまずご説明いただいて、その後に委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますので、事務局のほうからご説明をよろしく願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。まず17ページ、資料2－3「総長の賞与に係る職務実績評価の検討の経緯」をご覧ください。本制度におきましては、2020年1月に次期総長の報酬の在り方を検討するため、経営協議会に役員報酬検討ワーキンググループが設置されまして、総長の報酬を経営者としての業績評価に連動させる方向が示され、業績評価の制度設計については総長の業務執行の状況の確認を任務とする総長選考会議に付託されました。

そして2020年、令和4年1月に総長選考会議に総長の職務実績評価方法検討ワーキンググループが設置され、総長の業績評価の賞与への反映方法について検討がなされまして、2020年、令和4年度より総長選考・監察会議にて総長の賞与に係る職務実績の評価が開始されました。

次に資料2－1「総長の賞与に係る職務実績評価について（R4.3.24 総長選考会議）に係る検討」をご覧ください。「現行」のとおり、本評価につきましては「総長の賞与に係る職務実績の評価について」に基づき、前年度1年間を評価対象期間として、総長選考・監察会議において11月までに評価を実施し、評価結果に基づいて前年度の賞与の増減率を決定しているところでございます。総長選考・監察会議においては前年度の総長の賞与に係

る職務実績評価とは別に、当該年度の業務執行状況、現況の確認も例年 11 月に実施しています。

二つ目、「課題」としまして、現行の制度では総長の 6 年目の評価を新総長の任期 1 年目に行うこととなっています。これにより令和 9 年度にはこのような課題が生ずることになります。前総長の職務実績評価と新総長の行動計画策定の時期が重なること、職務実績評価と当該年度の業務執行状況、現況の確認において、本学が策定する行動計画がそれぞれ異なるため、継続的なフォローアップが困難となる懸念があること。

次の 11 ページをご覧ください。令和 9 年度における課題を踏まえて、令和 8 年 4 月 1 日付の改訂を想定しまして、以下の二つの改訂パターンをお示しさせていただいております。

まず改訂 1、評価対象期間を当該年度に変更するものでございます。評価対象期間を現行の前年度から当該年度に変更しております。毎年度 11 月に当該年度の業務執行状況、現況の確認を行っていますが、本評価をその一環として実施し、職務実績の評価が当該年度で完結する評価サイクルです。評価実施時期は 1 月としており、期間の終期については見込み評価ということとなります。なお、令和 8 年度は経過措置として前年度 1 年間及び当該年度評価を両方実施することとなります。

次に改訂 2 でございます。こちらは評価対象期間は前年度 1 年間で変更しない、ただし最終年度のみ前年度 1 年間及び当該年度とするものでございます。評価対象期間は現行どおりの前年度 1 年間としまして、基本的には変更いたしません。ただし最終年度に限り、前年度 1 年間に加えて当該年度も対象とし、2 年間分の職務実績評価をする形となります。

本日の配付資料、別冊 1、資料 1 - 2 「UTokyo Compass モニタリング指標 2025 年度 No.1、No.2」のように、本学として策定する行動計画に係る指標が確定するのは翌年度以降になりますので、評価対象期間が前年度の場合は、根拠データを見ながら職務実績評価が可能となります。また総長任期の最終年度においては当該年度分の評価の終期が見込み評価となります。

こちらの検討を踏まえた総長の賞与に係る職務実績評価についての取り扱いの改訂イメージが、資料 2 - 2 でございます。先ほどの資料 2 - 1 の検討内容を取り扱いに反映しておりますので、後ほどご確認いただければ幸いです。

この二つの改訂パターンについて、年間スケジュールの形で資料 2 - 4 にてご提示しております。改訂 1、改訂 2 とページを分けまして、年度別のスケジュールをお示ししました。フローの青色の囲みは賞与に係る職務実績評価、緑色は当該年度の業務執行状況、現況の確認、黄色は中間評価です。

まず 18 ページ。改訂 1 の評価対象期間を当該年度とするパターンです。左から 2 列目、実施年度が令和 7 年度予定となっているものが現行のスケジュールです。7 月に監事との懇談を行い、8 月に総長による自己評価書の説明、9 月に評価の決定となります。その後、評価理由の書面審議を経まして、11 月に総長に評価書を手交の上、経営協議会に評価結果

の報告というイメージの流れです。

オレンジ色で囲っているのが、令和9年度以降の改訂後のスケジュールイメージです。当該年度の業務執行状況の現況の確認の一環として、総長の賞与に係る職務実績評価を実施するものです。10月に監事との懇談を行い、11月に総長による自己評価書の説明、1月に評価を決定し、3月に総長へ評価書を手交するスケジュールでございます。

総長4年目の中間評価年度は、中間評価スケジュールとの兼ね合いにより多少スケジュールがずれることが想定されますが、年度内には職務実績評価が完結する形となります。

なお現総長最終年度の令和8年度は、経過措置として前年度と当該年度2年分の評価を行うため、当該年度の評価を考慮し、評価時期を後ろ倒しにして令和8年度評価を実施し、同時期に令和7年度の評価も実施します。

次に19ページ、改訂2の評価対象期間を前年度とするパターンです。令和7年度の現行スケジュールについては、先ほどご説明したとおりでございます。

紺色で囲っているのが令和9年度以降の改訂後のスケジュールイメージです。総長1年目については賞与に係る職務実績評価は実施しませんが、当該年度の業務執行状況、現況の確認がございます。総長2年目以降において二つのパターンをお示ししております。

パターン1は現行と同じく8月に前年度の自己評価説明、11月に現況の報告がそれぞれありまして、総長との懇談は2回となります。

パターン2は評価時期を遅めにして、11月に前年度の自己評価書説明と現況の報告を同時に行うことで、総長との懇談は1回のみとなります。総長の任期の最終年度については前年度と当該年度2年分の評価を行うため、当該年度の評価を考慮しまして評価時期を後ろ倒しにするスケジュールでございます。

なお中間評価実施年度における総長の業務執行状況、現況の確認について、令和6年度につきましては中間評価の評価の過程で実施する総長選考・監察会議と総長の質疑、意見交換の場で実施することとし、別日程を設定しないことといたしました。

以上、長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

**【板東議長】** ありがとうございます。事務局からかなり詳しいご説明をいただきましたが、一つ、そういう改訂を考えていく理由といたしましては、一つは現総長の任期が来年度終わると。その終わった後に評価するというのもおかしいではないかということで、来年度中に来年度分の評価もしなくてはいけないということが一つございます。

それをきっかけとしてというのではないかとはいえますけれども、総長のほうからも、今のスケジュールに関しては、もう少し再検討の余地があるのではないかとのご指摘もいただいているところでございまして。一つは今賞与のための評価というのと、いわば職務執行状況の確認をしていくという二つの意味を持っているというふうに思いますけれども、その賞与のための評価ということで考えますと、結局今のスケジュールでいくと前年度のうちに評価がされていないために、総長が今までは、税金の関係ですと収入の修正、補正の申告をしてるという形になって、結局プラスしたのも修正申告のためにプラスマ

マイナスゼロといいますか、ほとんど手元に残らない状況になってるというお話をお聞きしたところでございます。

これは実務的には次の年度に差額分を支給するという方法もあるようでございますので、それを当面工夫するというのはあると思いますけれども。マイナスの分は今度は逆に次の年度差し引くという、マイナスになった場合には差し引くということになるのでしょうか。いずれにしろ賞与に関する評価だとすると少し、今のスケジュールだといろんな修正といいますか、そういう便宜を図っていく必要が出てくるという問題があると。

一方で職務執行状況の確認という、年度全体の評価をしていくという話ですと、今のやり方というのは、ある意味ではきちんと年度全体を見渡して、数字も出てくる段階になってから評価できるということではないかと思えますけれども。そういういわば今の評価がある種の多面的な機能を持っているというために、いろんな工夫も今後していかななくてはいけないのかなということを改めて感じたところでございます。

それで今回、総長の任期が変わることを機会に、このあたりの進め方について皆様にご検討いただければありがたいなというふうに思ったところでございます。最低限、今回、来年度行う評価については2年分を考えざるを得ないというところはあるかなというふうに思っております。

以上、事務局からご説明いただいたことを踏まえまして、この職務実績評価の改訂についていかがでございましょうか。皆様のご意見、ご質問がございましたら、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

いかがでございましょうか。――それでは指名させていただいてよろしいでしょうか。F委員は今ご都合が悪くなられましたでしょうか。それでは例えばG委員、いかがでございましょうか。

【G委員】 私は、賞与の金額の問題もあると思えますけれども、できれば前年度の評価を早めにして、そこで指摘されたことをその年の経営に反映していただくというのが、本来評価目的と考えますので、特に初年度、ただし最終年度は時間的に動かせないと思いますが、でもできる限り早く評価をお出しするのがよいのではないかと思います。従って改訂2のパターン1というのがいいんじゃないかと。

スケジュール的にはかなりタイトになると思えますけれども、実質それが一番評価をいかせるのではないかと思います。

【板東議長】 ありがとうございます。ほかに意見、いかがでございましょうか。F委員、いかがでございましょうか。今、手をお挙げいただいた。

【F委員】 どちらがいいということの前に、事務局に伺いたいんですが、ほかの国立大学ではどのようなやり方をしてるのかというの、もしわかったら教えていただきたいんですけど。

【板東議長】 はい。いかがですか。

【事務局】 はい、事務局でございます。ほかの国立大学では、ここまで細かく賞与の評価をやっているところはなかなかないというような状況です。東京大学としては非常に、ここは丁寧にやっているところでございます。

【F 委員】 わかりました。その上で私の意見を申し上げますと、私も G 委員と同じで、改訂 1 のほうがプラクティカルかなというふうに思います。改訂 1 でも十分ではないんですけども、少なくとも改訂 2 よりも実務的にはやりやすいし、ある程度、80%ぐらいはカバーできるので、そういう形でやるのが一番やりやすいし、また総長のビヘイビアをどういうタームでもって見えるかということで考えても改訂 1 のほうがプラクティカルだと思いますので、どちらかといえば改訂 1 のほうがいいのかなというふうに感じます。以上です。

【板東議長】 ありがとうございます。ほかの大学の例を私も網羅的に知ってるわけでもありませんけれども、先ほど事務局からお話のように、これだけ年度の後のほうで前年度の評価をしているところというのは、ちょっとないのではないかと。大学によっては、当該年度のうちに、3月にもう評価をまとめてしまっているということがございます。そのかわりかなり簡便な評価のまとめ方になってしまっているということではあるんですけども。そういう意味で、幾つかの大学しか私自身は存じ上げないんですけども、これだけ丁寧に、あるいは 11 月までかかっているというところは、ちょっとないのかなというふうには思っております。

ほかにいかがでございましょうか。今、改訂 1 のほうがいいのではないかというご意見が出ておりますけれども、いや、改訂 2 のほうがいいよというご意見はございますでしょうか。

【H 委員】 すみません、私の理解不足かもしれないんですけど。確かにちょっと間延びしてる今のやり方というのもあるんですが、一応評価の結果としてきちっと見た上で評価ができるのは今の方法なんですよね。そういう理解で合ってますかね。

【板東議長】 はい、そうです。

【H 委員】 総長の評価は任期中、最初になられるときに目標といいますか、いろいろつくられて、それが年を追うごとによってどのぐらいというのを見ていくので、私はやっぱり評価はきちっと実績ベースでやったほうが、これは公正なのかなというふうな思いもありますし。

最後の年だけその年度にするというのは、任期中の大体の目標って結果が出た後、残りの部分のところになるので、量的にも少ないのかなというふうに思いますので、そこだけその年度というの合理的かなというふうにはちょっと思ったりはします。でも、改訂 2 ののが絶対だとかそういうふうには思っていないです。

【板東議長】 ほかにいかがでございましょうか。

【I 委員】 すみません。

【板東議長】 じゃあI委員、お願いします。

【I委員】 私も改訂1がよいと思います。1年目は本当に評価の材料が少ないわけですが、2年目は1年目の細かい数字が出るわけなので、それぞれ前年度の実績評価を踏まえつつ実際にできると思いますので。確かに今のやり方ですとかなり年度の遅い時期まで確定しませんので、プラクティカルに改訂1がよいと思います。以上です。

【板東議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。学内の委員から何かご意見はございますでしょうか。

これは事務局のほうにちょっとお伺いですが、来年度の分については今決めておくといえますか、比較的早く決めておかなきゃいけないかと思えますけれども、それ以後の部分についても今決めとかなないとまずいんですかね。

【事務局】 評価サイクルとしまして、新たに申合せを改訂するというような形で、令和8年4月1日付ということで改訂というふうに考えてございます。

【板東議長】 そうですよ。というか、全く変えてしまうんだとしたら、さっきのお話のようになりますし、令和8年度については総長任期の最後なのでこうやりますという、その年度だけの決め方というのはないという感じなんですかね。とりあえず。

【事務局】 そうなりますと、例えば今、改訂2というのが最終年度のみ2年分やるというような形で、それ以外の年は現行のままというのがそれに当たるという形ではございますが。また別の改訂パターンというのも検討するという必要になりますかね。

【板東議長】 というか、来年度については2年度分しなきゃいけないから、両方同じということですよ。

【事務局】 はい。

【板東議長】 それ以降、令和9年度以降の話が違ってくるという話なので。

【事務局】 はい、そうですね。

【板東議長】 ある意味で今、それがさらに何年分というところについて、全部11月とか年内に決めていく必要があるのかどうかというところなんです。

【事務局】 最終年度の令和8年度のみを変更するということでしょうか。

【板東議長】 というか、とりあえずそれでやって、もう少し、それに基づいて次をどうするかということも一つ、方法としてはあり得るかなと思うんですけれども。

【事務局】 はい。

【板東議長】 あるいはご意見がわかれないうであれば、もう決めてしまってもいいんですけど、先ほどのH委員のご指摘もありましたので、今回決めないといけないのかなというところなんですけど。

【事務局】 そうですね、今回方向性についてお決めいただくというようなことを想定しておりましたが、まずは今日はご意見をいただいてというような形でもよろしいかと存じます。

【板東議長】 わかりました。次回決定すればいいという感じですかね。

【事務局】 はい。

【板東議長】 わかりました。じゃあ今回はご意見、視点などで提起したいというようなことがございましたら、とりあえず全部いただいております、それで次回に最終的に決めさせていただきますということでよろしゅうございますでしょうか。何かほかにご指摘ございますでしょうか。こういうこともあるんじゃないかというようなご指摘があればお出しただければと思います。

【J 委員】 質問を一つ。改訂1の場合と改訂2の場合、とても丁寧なモニタリング指標の結果をいただいておりますけれども、どこまで、改訂2をやった場合と改訂1をやった場合、充実度というのはどの程度変わってくるというふうに考えたらいいんでしょうか。

【事務局】 今回お示ししているモニタリング指標というのは翌年度にデータが出てくるものですので、その年度についてはまだ確定してないものですから。そのデータを根拠として評価するというのであれば、前年度評価というような形になるのかなと思います。

【J 委員】 そうすると改訂1の場合はかなりデータが少なくなるということですね。

【事務局】 さようでございます。

【J 委員】 そこが難しいところなんですね。

【K 委員】 一つだけよろしいでしょうか。

【板東議長】 はい、よろしくお願いします。

【K 委員】 学内ワーキンググループのほうでも、そこまで、どちらの意見じゃないと絶対だめという委員は多分いらっしゃらなかったと思うんですが、改訂1のほうのわかりやすいやり方であるのは確かかなとは思って。唯一懸念点は、1年目にほぼ見るのがないんじゃないかということになってしまふかなと思うんですけど。

一方で、例えば今回の、ずっと藤井総長の評価をしてきたときに、UTokyo Compass といったものの指標で、目標指標といったものを KPI と言っていいのかもしれないですけども、それを設定されて、それに対してどれぐらいしっかりとそれをクリアしているのかというところで、AとかBとかCとかそういった評価をつけていくという意味で。実はそれが最初の年度の途中ぐらいで、いつ UTokyo Compass が、バージョン1が決まったのかという、ちゃんと歴史を覚えていないんですけども、今の改訂2のほうでいくとそれこそ2年目の11月ぐらいまではそれに対して何か意見を出すということがあまりできなくなるのかな。

できなくないことは多分ないとは思んですけど、こういう形で評価としてやるということは難しくなっちゃうのかなというのを何となく感じて。1年目の11月であれば、そこまでの新しい、UTokyo Compass という名前にならないと思いますけれども、その新しい指標といったものに対して我々の評価だったり意見だったりというものを出すということも、1年目からやっていくというのは、ある意味いいのかな。

つまり我々、今、4年目とか5年目に対して評価していますが、全部これは藤井総長が決めたものに従ってやっているというので、最初の段階でどれぐらい総長選考・監察会議

が意見を出したのかとか、その点、当時は委員じゃなかったのだからわからないんですけども、意見を出すことによって、たしかバージョン2とか上がってきたので、途中で変えられたんだと思うんですけど、それに対して我々はどれぐらい意見を出せるかというのが、2年度目でも遅くなければ改訂2でもいいかなと思うんですが。

できるだけ早くから何か意見を出したほうがいいと、特に総長選考・監察会議が今回は次期総長を主体的に選ぶんで、どちらかというとながら私たちが本当はKPIを決めるべき存在だと思ってるんですね。ということも、昨日、運営方針会議でもかなり強く言われたんですが。そういうふうなことを考えると1年目に評価をしておくというのは、今までとちょっと違いますけど、いいやり方かなというふうに思って、私個人的には改訂1のほうがいいかなというふうに思っております。以上です。

**【板東議長】** はい、わかりました。それでは、今日はいきなりということでもありますので。いろいろ、ほかにももしご意見がございましたら出して、ご意見いただいてということで、次回に決めさせていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。ただ、来年度においては2年度分やらなくちゃいけないということがありますので、その点はご覚悟いただければありがたいなというふうに思っております。

結構忙しいですよ。総長選考もあって、なおかつ2年度分の評価も淡々とやらなきゃいけないということもありますので、そのところは皆様、ご了解いただければありがたいなというふうに思います。

それではまたいろいろ、ご意見とかこういう視点を考えるべきだということがございましたら、いつでも事務局のほうにお寄せいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして議題3のほうの「経営協議会からの第1次総長候補者の推薦について」に入らせていただきます。経営協議会からの第1次総長候補者の推薦につきましては、「東京大学総長選考・監察会議内規」第10条に2人程度の推薦と定められています。その定めに基づきまして、経営協議会において「経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ」が制定されているところでございます。

経営協議会からの推薦方法、手順については、経営協議会でご議論いただくものだというふうに考えておりますが、選考プロセス全体を決定する役割を持ちます我々の総長選考・監察会議として、過去の経緯や現行の申合せ等につきまして委員の皆様にご確認いただきまして、ご意見やご質問をいただければというふうに思っております。

それではまず事務局から資料のご説明をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**【事務局】** はい、事務局でございます。まず20ページをご覧ください。資料3-1「経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ」です。こちらは前回総長選考時、2020年度における経営協議会からの第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せです。

「1. 推薦の方向性に関する検討」では、経営協議会は求められる総長像に基づき、推薦の方向性について検討を行うこと。

「2. 経営協議会委員からの推薦」では、経営協議会委員が第1次候補者として相応しい者を経営協議会議長に2名を限度に推薦すること。

「3. 推薦された候補者に対する投票」では、候補者の推薦を行った委員は推薦理由等を口頭にて説明し、各委員が3名を限度に投票すること。

次の21ページでございます。「4. 第1次候補者の決定」では、投票の結果に基づく第1次候補者2名程度の決定手順。このように定められています。

申合せには別紙1、経営協議会委員から経営協議会議長宛ての推薦書、別紙2、経営協議会議長から総長選考会議議長への推薦通知、別紙3、経営協議会から候補者本人への通知がセットになっています。この申合せに基づき、経営協議会から2名程度の第1次候補者の推薦が行われることとなります。

続きまして25ページ、資料3-2「経営協議会からの第1次総長候補者推薦について」をご覧ください。「1. 過去の推薦状況と経緯」です。経営協議会からの推薦は法人化当初から定められていましたが、平成20年選考時の経営協議会で具体的な推薦方法及び手順等が検討されました。各委員から候補者を推薦し、選考は信任投票として行うこととされ、各委員からの推薦がない場合は総長選考会議への推薦は行わない方針でした。

平成26年度においては推薦方法・手順が申合せとして制定されました。申合せの概要としましては、各委員は代議員会から推薦のあった者以外の者を推薦できる。委員から候補者の推薦がないときは、経営協議会は総長選考会議への第1次候補者の推薦を行わない。委員から推薦のあった候補者は信任投票での過半数をもって信任を得たこととする。その投票で信任が得られなければ、総長選考会議への推薦は行わないとなっております。

次の26ページです。「2. 前回選考時：令和2年度申合せ改訂のポイント」です。前回、2020年度選考時に改訂がなされました。①として総長選考会議内規改正に合わせて、「経営協議会から推薦できる」から「選考会議から経営協議会に推薦を求める」となりました。②経営協議会として最低でも1名～2名は候補者を推薦する。③得票が同位の候補者が出た場合は、最大4名までの候補者を出せる仕組みとする。④代議員会の結果やスケジュールに関わらず、候補者推薦を開始できるようにする。このように前回選考時には、経営協議会からより多くの候補者を出す方針に変更となりました。

続いて27ページです。先ほど資料3-1でご説明した申合せについてスライド資料の形でお示しし、ご確認いただきたいポイントを赤字で記載させていただきました。

「1. 推薦の方向性に関する検討」では、推薦の方向性についての検討は経営協議会に一任することによってよろしいでしょうか。「2. 経営協議会委員からの推薦」では、推薦の際に候補者への内諾の有無は問わないとありますが、候補者への内諾の有無を問わないことを規定化することについて、いかがでしょうか。

次の28ページでございます。「3. 推薦された候補者に対する投票」では、各委員が○

印をつけるのは3名を限度とするとあります。経営協議会からの推薦は2人程度と定めていますが、3名を限度に投票することについていかがでしょうか。

次の30ページでございます。「4. 第1次候補者の決定」では、①では過半数の得票があった候補者が1名または2名の場合は、その候補者を第1次候補者とするとありますが、平成26年選考時までの信任投票という位置づけを引き継いでいることから、過半数の得票を候補者の選出要件としていることが推察されます。こちらは適切でしょうか。また③では、得票数上位者の人数が4名以内であるときは、当該候補者全員を第1次候補者とするとありますが、2人程度を推薦するのに最大4人が選出されることは適切でしょうか。申合せについてご確認いただきたいポイントは以上です。

続いて31ページ、5. は、令和3年度の総長選考会議への申し送り事項から、経営協議会からの推薦に関するものを抜粋したものです。令和3年度への申し送り事項については、令和2年度の選考を振り返って、各委員から寄せられた意見がそのまま申し送られました。簡単に説明させていただきます。「経営協議会からの候補は最低でも1年かけ探索し、経営協議会委員間で何度か議論した上で推薦する必要があり、探すのにも時間が短過ぎた。」

「経営協議会では候補者についての情報が会議の投票を行う当日に共有され、推薦者の推薦の言葉を聞いた直後に投票することになったので、熟慮して判断する時間が短かった。」などのご意見がありました。

事務局からの説明は以上でございます。

【板東議長】 ありがとうございます。確認なんですけれども、申合せ自体は経営協議会のほうでつくられるわけですね。

【事務局】 はい。

【板東議長】 経営協議会のほうにこういうことをお願いする、あるいは検討の中で念頭に置いていただきたいという感じで、今日ご議論いただく感じなんでしょうか。

【事務局】 そうですね、はい。経営協議会でお決めいただくんですが、総長選考・監察会議の委員の皆様からもご意見をいただきまして、いただいたご意見ですとか議論の状況については、また事務局を通じて、経営協議会に事務局のほうでお伝えしまして、それに基づいて経営協議会でご議論いただくという形がよろしいのかなというふうには考えております。

【板東議長】 わかりました。それでは今、過去の経緯なども含めてご説明いただいたところでございますけれども、今お話しのように、ご意見がございましたら事務局を通じまして経営協議会の事務局のほうに伝えさせていただくという形になるかというふうに思います。

今、幾つかのポイントについての問題提起もございましたけれども、これらについてご意見がございましたらいただければと思います。前回推薦などについて経験をお持ちの委員、特に学外委員、何人かそういったご経験をお持ちの方いらっしゃいますけれども。G委員がお持ちということですよ。

【G 委員】　そうです。

【板東議長】　あと、今日は A 委員がご欠席ということですが、私自身も前は推薦のときには経験させていただいたことですが、ほかにご経験のある委員はいらっしゃいますでしょうか。J 委員は前はかかわっておられないですね。それではそういうことも、お感じのことなども含めましていろいろ、ほかの委員からもご意見をいただければと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

事務局のほうからは、先ほどの 27 ページ以下の資料の赤の部分については特にご意見がいただければありがたいなというところを問題提起いただいているということでございます。

【G 委員】　じゃあ私から。前回の経験ですが、前回の経営協議会からの候補を出す時点では、その前の推薦時の経験をしてらっしゃる方もあまり多くなかったと記憶しています。実際突然候補者出してくださいと言われ、しかも非常に短い期間だったので、どういふ方を本当に候補者として挙げるのかというのが、かなり難しかったというのが実態だったと思います。ですから確かそんなに多くの候補者が挙がらなかった。

【板東議長】　そうですね。数はあまり。

【G 委員】　なかったですね。多分もう少し時間をかけて、お目にかかった方で、この方は候補になり得るなということを常に心にとめておく必要があるのも、もっと早めに候補者挙げることを考えてくださいということをお伝えして、皆さんに考えていただく時間が十分にあったほうがいいんじゃないかということです。

加えて、確か経営協議会の中で具体的にどういふ方がいいのかみたいなことの議論はありました。経営協議会の学外委員間だけの議論であったように記憶していますが、それはそれなりに役に立ったので、ああいう場はあったほうがいいのではないかと思います。

候補者への内諾の有無を問わないとしないと、内諾までとっていると本当に候補者を挙げるのが難しくなるので。とりあえずは内諾なしで候補者を挙げて、そこで選ばれた方の中で、じゃあ実際にはご関心あるかを確認していくという手続になるので、内諾を問わないことを規定化してもいいのではないかと思います。

■東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項 2（1）により、東京大学として公表していない事項が発言に含まれていることから議事録の一部を公開しないことを議決したため非公開

あと、経営協議会からの推薦は 2 名程度と定めているが 3 名を限度に投票することについてはいかがかということですが、こういうことはないとは思いますが、委員全員が 2 名を推薦した場合で 2 名しか投票できないと、恐らく全部ばらけてしまうので、論理的に

は投票は3名までとすることにしないと理屈が合わなくなるかなと思いました。

【板東議長】 前は、私もうろ覚えなんですけど、結果として何名が候補に挙がって、それで結局〇名が選ばれた、過半数とられた〇〇氏が選ばれたということだと思えますけれど、結局、何名候補が。

【事務局】 〇名が選出されました。

【板東議長】 〇名、名前があがった。

【事務局】 はい。選出されて、過半数を得た〇〇氏が推薦されたということです。

【板東議長】 だから今お話しのように、過半数を得るというのはなかなか難しいということだと思えますけど。このあたりの細かい定め方は経営協議会のほうでお決めいただくのかなというふうには思います。

【事務局】 今画面を投影させていただいたものが、前回の状況でございます。〇名の推薦がありまして、過半数を獲得した〇〇氏が推薦されたというような状況です。

【G 委員】 〇名推薦されて、1人3名ずつ投票した結果がこれですか。

【事務局】 そうですね。ただこの中には、3名を限度にということですので、委員によっては1人のみですとか、3名までですので3名に投票したわけではありません。

【G 委員】 ああ、なるほど。

【事務局】 白票もございましたので。

すみません、ちょっと細かいんですが画面共有させていただいたのが、ちょっと匿名化しておりますが、〇名投票がありまして、3名投票された方もいれば1名のみの方、白票が二つ、というものもございます。

【板東議長】 先ほど申しましたように、最終的には経営協議会がお決めいただくということですので、我々のほうとしては、ぜひこういうことをお考えいただきたいというのがあればお伝えするという事かなというふうには思っております。

時間はたくさんとったほうがいいよというのは、ご指摘のとおりだと思っておりますし、このためにできれば11月の段階で経営協議会のほうに第1次候補者推薦について今後ご検討いただくようにというお願いを、文書で差し上げるということかなと思っております。その際にといいますか、その候補をお考えいただく、推薦の手続をお考えいただくのに当たって、ぜひこういうところをご検討いただきたいということをお伝えしていくのかなということだろうと思っておりますが。

【H 委員】 すみません、ちょっとわからないんですけど。これ、今後は経営協議会から候補者は必ず、これですと最低1名は推薦者を出すというのがマストで、しかもその人は東京大学総長になる気がない人であっても推薦せないかと、そういう理解で合ってますかね。

【板東議長】 今まであれば少なくともそうですね。

【H 委員】 そうするとそれ、本当に意味があるんでしょうかというふうに思ったりもするんですけど。

【板東議長】 内諾が必要だということになるかどうかというのは。

【H 委員】 これ、もともと経営協議会で推薦は出すべきだというのは、学内からの推薦だけではこぼれてしまう、非常にふさわしい人がいるかもしれない、そういう方をこぼさずにきちっと出してもらうことが公正だし、大学のためにもなるということで出すという理解で合ってますかね。

【板東議長】 そうですね、はい。

【H 委員】 だとすると、これ、普通の、多分学長に限らずですけども、そもそもやる気のない人が候補になるというのはおかしいと思うんですね。

【G 委員】 でも、これは最初の個人、委員からの推薦のときには内諾が不要ということですから。

【H 委員】 本人の内諾要らないけれども。

【G 委員】 でも経営協議会からの推薦のときには内諾はとるんですよ。

【H 委員】 委員から推薦に確定したときということですか。

【G 委員】 委員から、最初に委員が候補者を出すときは内諾なしだけれども、その結果、経営協議会で最終的に候補者を選ぶときには。

【H 委員】 じゃあ、投票にかかるときはもう内諾した方だけが投票の対象になるということでしょうか。

【板東議長】 推薦のときですね。前は少なくとも投票までには内諾得てないんですよ。

【事務局】 規定上は「候補者への内諾の有無は特に問わない」ですが、実際のところどうだったかは何もわからないところです。

【板東議長】 恐らく、こういう名前を挙げるからというふうにおっしゃって名前を挙げた人も何人かいらっしゃると思います。全員がそうかというのは不明なんですけど。

【H 委員】 最初のリストアップのときには別に「こういういい人がいるんだけど」というレベルだと思うので、まあいいと思うんですけども、実際に経営協議会の中で投票する段のリストに挙がるときには、もう既にご本人が進めば、もう自分がやりますというぐらいの方でないと。それもない人が挙がってくるのも問題ですね。

【板東議長】 代議員会のほうで見ますと、最初の投票の段階では、了解を得てないんですよ。それで候補者が一応 10 人とか代議員の投票の結果で決まって、その後本人に受けるかどうかというのを確認して、そしてその第 1 次候補者の中の代議員会からの推薦者リストになっていくと。最終的には第 1 次候補者としての推薦の段階では本人の了解を得るということになるんですけども。最初、代議員が投票する段階では、まだ本人の了解は得てないということなんです。

【H 委員】 代議員で投票というのは、学内からの推薦とか、それから経営協議会の推薦者が。

【板東議長】 今、経営協議会の話はちょっと別にして、代議員会のほうの推薦の場合の

ご説明をさせていただいてるんですけど。そのときは、最初名前を挙げて投票するという段階までは、まだご本人の了解を得ていない。それが10人なら10人ということで、順位づけといいますか、決まった段階で、ご本人に受けるか。候補者として挙げることに了解するかどうかというのを確認していただいて、それでノーと言われればそのリストから外すと。

【H委員】　そこで終わりですね。この前議論になった順位を発表するとかそういうのは、ノーと言った方は入ってないという、そういう話ですよ。

【板東議長】　そうです。

【H委員】　経営協議会からの推薦者は、そこで選ばれて内諾した人が合流する人ですよ。

【板東議長】　はい。

【H委員】　そうですよね。

【板東議長】　ですから代議員会と同じように、そういうふうに投票するところまではイエスをご本人に確認しないけれども、そこから後で確認するという形でやるかどうかというのが。代議員会と同じやり方をするならそういう形になるのかなと。その前に内諾を得るかどうかというのは、もちろん議論としてはあるかと思います。

ほかの大学などの例でいくと、やっぱり何らかの形で本人の意向を確認できてるものがそういうふうに挙がってくるというケースが多いと思いますけれども。ちょっとそこところはあんまり子細に分析したことはないのではわからないんですが。

【H委員】　別にエビデンスがあるわけではないですけども、学内から挙がってくる方たちの中には、先生方の中にはもちろん全く自分が知らないところで推薦されちゃって挙がる方もいらっしゃると思いますけども、やっぱり正しい野心を持って自分が総長になってやるよ、やりたいと思ってる方も結構入っておられて。という形で進んでくのかなと思ったんですね。

経営協議会も、だからやっぱりいっぺん、選ばれたけれどもやる気ありませんという人を、手間暇かけてやるというのは、ちょっと私はそこに違和感があるし、学内から挙げてくるの、多分人数的にも違いますよね、恐らく。10人20人が実は候補にいて、そこでスクリーニングして挙がってきた方の中で5～6人はご辞退する方もいますよというような感じでは、多分ないというのが想像なので。

どちらかという決め打ちみたいな感じじゃないですか。3人来たらその中で2人選ぶとか、2人来たらその2人がいいかどうかみたいなのを選ぶようなイメージなので。私の考え、全然違うのかもしれませんが。そうすると、やる意思があるかどうかというのはすごく、必須条件のようにも感じるんですね。すみません。

【板東議長】　少なくとも可能性がない方をこうあったらいいなというふうに挙げていくのは、ちょっと責任上どうかという問題はあるかなというふうに。

【H委員】　だから内諾しなくてもいいということが規定化されてしまうと、実質的に機

能しないんじゃないかというのを心配して今申し上げたということです。

【板東議長】 ほかにご意見はいかがでございましょうか。

【J 委員】 経営協議会からの推薦は、どうしても代議員会からの推薦は学内の方々に集中するということが予想されます。経営協議会からは推薦される方々をもっと幅広く、学内外の人たちから候補にするべきではないかということで、各委員が2名ずつ、幅広い目線で、幅広いおつき合いの中で、ネットワークの中で推薦をまず試みて、投票の対象になるというのが考え方かと思えます。

投票されて過半数を得られる方がどの程度いらっしゃるかはわからないんですけど、得られた後に内諾をいただくということですよね。本当の候補者の一員になるかどうかといった段階で、内諾を得ると。こういう方も候補者になり得るんだというスコープが広がっていく。その中で総長選考・監察会議としても議論を深めるきっかけとして捉えるという考え方というふうに思ってよろしいんでしょうか。

【板東議長】 いろんなやり方があるのかなというふうに思ってまして。時間があって、例えば経営協議会で何回かそういう候補者についての推薦の議論ができるのであれば、最初の段階は内諾を得ないでいろんな候補を挙げてみると。次の投票までにはもうちょっと、そのところは。

【J 委員】 聞いてみる。

【板東議長】 さわってみるといようなこともあり得るかなという。それで投票してさらに確認するというのはあると思うんですけど。前回はもう一発勝負だったので、そういうところで必ずしも確認とれてるというわけではなかったんだろうと思うんですけども。

これは国立大学の例ではないんですけど、何か候補を絞っていくときに、これはある学校法人の理事長なんですけど、最初、選考委員の方々が候補、あの人いいんじゃないかという候補を挙げてくれて、でも実現可能性があるかどうかというのは一応本人にさわってみて、それから絞り込みの議論をしたという話なんかも聞くので。やり方はいろいろあるのかなと。最終段階ではまたきちんと、投票した後、確認しなきゃいけないと思うんですけど。

【J 委員】 そうすると、この内諾を問わないことを規定化するというのは、ぼやかしてもいいということでしょうか。

【板東議長】 そうですね。少なくとも我々がそこまで確定して、経営協議会のほうへ「こうでなきゃいけない」というふうに言うかどうかというのはあるかなと。

【G 委員】 経営協議会が決めることじゃないかなと。我々が決めることではなくて。

【板東議長】 はい。前回、どういう候補の方が挙がってたかというのは、私も2~3しか覚えてないんですけども。いろんな経緯の挙がり方があるのかなという感じはして。もう最初から本人もある程度、そういうので推薦に挙がってくということを知ってらっしゃる方もいなかったわけではないというふうには思ってますし。

国際的な視野も含めてより幅広く候補、人材を求めていくという、少なくとも議論していくということは今求められてるのかなという感じはします。

【G 委員】 事務局に質問なんですけれども、個別の方の名前はいいんですけれども、前回、最終的には〇〇氏が選ばれたんですけれども、経営協議会の候補になった方の学内と学外の比率はどうだったんでしょうか。

【事務局】 〇〇氏は経営協議会の委員であったという形で、ほかの〇人の方は〇名が恐らく学外の方だったと思います。

【J 委員】 で、〇人の方の内諾を得て投票したわけですか。

【事務局】 そこはちょっとわかりかねるところでございます。

【板東議長】 全員が得てはなかったのではないかと。学外、特に東京大学 OB、OG ではない方については、もしかしたら了解を得てない方も含まれてたかもしれないと思いますけれども。あんまり具体的なことはわからないけど、いずれにしろこれを必ず条件つけなきゃいけないという、経営協議会に対して求めなきゃいけないという話があるかどうかというところだと思いますけど。

今のところ、これはぜひ押さえてほしいというのがなければ、お任せ、最初、冒頭にありますように方向性はお任せするということになるのかなというふうには思いますが。

【事務局】 今回のご議論の状況は、先ほど申しましたように経営協議会の事務局のほうに共有させていただきます。

【板東議長】 はい、わかりました。それじゃあこの程度ということで、申しわけございませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。いずれにしろ時間的に、前回に比べまして時間をとっていただいて、しっかり候補者について探索及び議論をしていただくということが必要になるだろうと。それだけは最低限お願いしておくことかなというふうに思います。

それではよろしゅうございますでしょうか。お気づきの点とかご意見ございましたら、ぜひまた事務局のほうに適宜お寄せいただければありがたいなというふうに思います。

それでは続きまして、一括版資料の 32 ページ、資料 4「次期総長選考の実施手順等案に対するパブリックコメントの実施について」をご覧いただきたいと思います。前回、第 5 回総長選考・監察会議におきまして、これまで検討してきました総長選考プロセスにつきまして一旦確定させていただいて、現在求められる総長像とともに学内の会議で説明を始めさせていただいてるところでございます。

それで前回の総長選考の混乱を経まして、「東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項」には、「総長選考の仕組み等、重要な決定を行う場合には、学内構成員への意見照会の手続きを履む等、十分な情報提供及び透明性の確保に努める。」ということが規定されているところでございます。したがって、これから学内構成員に対しましてパブリックコメントを実施し、ご意見を伺いたいというふうに思っております。資料 4 はパブリックコメントのための資料ということになります。

それでは具体的な資料について事務局からご説明をお願いしたいと思います。時間もなくなってきましたので、かいつまんでお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

**【事務局】** パブリックコメントにつきましては、9月25日木曜日から10月8日水曜日までの期間で実施する予定でございます。実施方法につきましては教職員、学生、それぞれのポータルサイトで実施する予定でございます。

パブリックコメント用の資料の構成といたしまして、まず一括版の資料32ページにかみ文書がございますが、それからこちらのパブリックコメント資料の一覧がございます。

続きましてパブリックコメント用の資料1、求められる総長像(案)、次のページに求められる総長像(案)の改訂点ですね。続きまして一括版資料の37ページにパブリックコメント用の資料2、総長選考プロセスのイメージ、それからプロセスにおける主な変更点のポイント(案)がつけてございます。

それからプロセスのフロー図の右側の赤い丸の数字の欄、こちらがその次の主な変更点のポイントのフェーズのところの赤い丸、数字の丸印のところの該当するようになっておりまして、どのフェーズでどのような変更があったかということに分けて記載してございます。

続きましてパブリックコメント用の資料の関連規則のほうは資料3につけてございまして。ちょっと時間の関係で割愛させていただきますが、パブリックコメント用の資料の3-4に、主な改正点をつけてございますので、こちらをご参照ください。

それから一括版資料の73ページ、パブリックコメント用の資料4で、候補者提出資料の様式二つをつけてございます。それから一括版資料の80ページ、資料5は次期総長選考に向けた主なスケジュール(イメージ)をつけてございます。

先ほども申し上げましたとおり、実施期間は9月25日から10月8日で実施する予定でございます。これらの案につきましてはパブリックコメントでの意見、それから運営方針会議からの意見をもとに検討いたしまして、再度総長選考・監察会議において検討を行いまして、12月1日の総長選考・監察会議において決定の予定でございます。決定した手順につきましては、令和8年1月の学内会議で再度ご説明させていただく予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

**【板東議長】** ありがとうございます。かなり詳細な資料がついた形になっておりますので、恐らくあまり、内規などの細かいところというよりは、むしろ変更ポイントなどについてのご意見が出てくるのかなというふうに思いますけれども。

こういった資料をパブリックコメントに付すということで、いかがでございましょうか。何かご意見などございましたら、これ、ちょっと大部のものでございますので、お目通しいただきまして、何かご意見などがございましたら事務局までお寄せいただければありがたいなというふうに思います。

これはいつまでにご意見、お寄せいただければよろしいという形でしょうか。そうか。

もう時間がないですね。

【H 委員】 時間ないですね。9月25日から始めるんですもんね。

【板東議長】 じゃあ。

【事務局】 今週中までにいただければと思います。

【板東議長】 もし何かございましたらということで。基本的にはパブリックコメントをこのままかけさせていただくということで。まだ最終決定まで幾つかのステップがございますので、これで規則等の確定版ということではございませんので、これでパブリックコメントにかけさせていただくということを基本にしたいと思っておりますけれども、ちょっとお気づきで、こういうところがおかしいんじゃないのというようなご指摘がございましたら、今週中に事務局までお寄せいただければというふうに思います。

【F 委員】 すみません、一言だけちょっと確認したいんですけど。これ、パブリックコメントに付されるときとすると、一般の例えばマスコミとかにもこの内容は入手できるような状態になるという理解でいいんでしょうか。

【事務局】 基本的には、学内の教職員と学生が見られる専用のウェブサイトのほうに意見を募集するフォームを設けておりまして。そのフォームも UTokyo Account という認証を経て入るシステムになっておりますので、学外の方からは基本的には入れないというような形には。

【F 委員】 それは原則論で、学内の人からメディアに流れる可能性というのはゼロではないんですね。

【事務局】 そうですね。そういったことをすることは。

【F 委員】 何を申し上げたいかという、万々が一ですけれども、そういう形でメディアへ流れて、東京大学の総長選考という大変ニュースバリューがあるものですから、誰か、どなたかにこれについてヒアリングを受けるようなことになったりするというのが非常にエンバッシングなことなんですけれども。万が一そういうことがあったときにどなたが対応するのかということは考えといたほうがいいのかなと思ったものですから、ご質問させていただいたんですけれども。これはリスク管理の問題なんですけれども。

【事務局】 恐らくマスコミからの取材とか、そういうことに対応ということになると思うんですけれども。万が一そういう取材があれば、議長にご相談の上、基本的には学内ワーキンググループの先生か事務局で対応するというのが原則だと思っておりますが、必要に応じては議長に正式に受けていただくということも、可能性としてはあると思います。

【板東議長】 まだ決定ではないということで、学内のご意見を聞くプロセスだということで、決定的な形の説明の仕方はしないで済むといたしますか、してはいけないなというふうには思っておりますので。

【F 委員】 答え方はもちろんお任せするんですけども、誰が対応するのかとか、そういうことが起こった場合にどういうアクションをとるのかだけは頭に置いていたほうがいいのかということで、若干余計な話ですけどもコメントさせていただきました。ありがとうございます

ざいます。

【事務局】 一応この資料自体は公開になりますので。本日の議題の資料としては全て公開することになります。一般の方も見られるような状態になります。

【板東議長】 こういう資料、パブリックコメントに付しますということですね。

【事務局】 はい。

【K委員】 一つ確認ですけれども、今、F委員からご指摘があったことは非常に重要で。もう既にこれまでの議事録というものもかなりオープンになっていて、この求められる総長像のところからプロセスに関してというのは、一つの前の段階だったりとか、そういうところのやつというのはもうオープンになってるんですよ。

【事務局】 はい、オープンになっております。

【K委員】 ですよ。なので、実際、東京大学新聞社でしたっけ、どっかから取材が来るとか、そういうのってありませんでしたっけ。

【事務局】 はい。取材はございました。

【K委員】 ですよ。なので、もうある程度外に出ているので。ただF委員がご指摘のとおり、誰が対応するのか。メインは私が担当することになるとは思うんですが。ただやはり重要な事項がもし何かあった場合というのは、議長、議長代行と協議した上で私が代表して対応するとか、あるいは本当に重い案件だったら板東議長に出てきていただくとか、そういうことは考えといたほうがいいかなと思いますし。

もう既にオープンになっているので、いろんな情報というのは、大きなマスコミにはまだ出てきませんが、大分出てきているという。それが透明性ではあると思うので、そういう形でパブリックコメントまで持っていくという形なのかなと思いますので、対処方法は確かに考えとく必要があるかなと思いました。ありがとうございます。

【板東議長】 それからこれは意見を聞くためのものというふうに、暫定的なものというふうに申しあげましたのは、このパブリックコメントと別に運営方針会議のほうもご意見をお聞きするという事になって。その文書は既に、運営方針会議にご意見があればいただくようお願いをする文書は出しているわけですが、そちらのほうからもかなりいろんなご意見が出てくるのではないかというふうに思っていますので。そういうことを含めて、これはいろいろ変わってくる可能性も当然あり得る。

プロセスというよりも、どちらかといえば求められる総長像のほうだというふうに思いますけれども。運営方針会議がお出しになるご意見としては、そちらのほうの主だと思えます。そういうことですので、まだいろんなところからのご意見を聞きながら詰めていく段階のものということで、ご説明は徹底してるのかなというふうに思っております。これで決まりということでは全然ないということかと思いますが。

今ご指摘いただきましたように、そういうケースも想定しながら事務局のほうでも整理していただき、また我々のほうといたしましても議長と議長代行のほうで、どういう形でそのときは対応するかというのは詰めていきたいというふうに思っております。ご指摘ど

うもありがとうございます。

期間につきましては、9月25日から10月8日で実施されるということでございますけれども、とりあえず今申し上げましたような、途中過程で意見を聞くというものでございますけれども、このような形で実施させていただくということでご了解いただければというふうに思います。

もう時間が過ぎて申しわけございません。「その他」ということで何かご意見ございますでしょうか。――特にないかということであるかと思しますので、事務局から連絡事項をお願い申し上げたいと思います。

【事務局】 はい、事務局でございます。第3回、第4回の議事要旨についてでございますが、内容等はよろしいでしょうか。――はい、ありがとうございます。

次回の開催予定につきましては、10月31日金曜日、10時からオンラインでの開催を予定しております。詳細についてはまた改めましてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【板東議長】 ありがとうございます。それでは最後にいつものとおり、進行についての確認をさせていただきたいと思います。当会議では適正な議事進行のために、「東京大学総長選考・監察会議内規」の第5条によりまして、会議終了時に監事に議事進行についてのご意見をいただくこととしております。本日の議事進行につきまして両監事からご意見をいただければと思います。それではまずD監事からよろしく願いいたします。

【D 監事】 はい、特に問題ございませんでした。

【板東議長】 ありがとうございます。それでは続きましてE監事、お願い申し上げたいと思います。

【E 監事】 はい、私からも特にコメント、ご指摘事項はございません。

【板東議長】 どうもありがとうございます。時間が大分過ぎて申しわけございませんでした。本日の総長選考・監察会議、第6回を閉会させていただきます。本日はお忙しいところをご出席いただきましてありがとうございました。

(終了)